

# <第 61 回スーパーマーケット・トレードショー2027 募集要項>

公益財団法人静岡県産業振興財団  
ウェルネス・フーズ産業支援センター

## 目 的

静岡ウェルネスプロジェクトを推進し、新たな挑戦を積極的に行う静岡県内の食品関連中小企業等の販路開拓を支援するため、国内における大規模な食品の商談展示会である「第 61 回スーパーマーケット・トレードショー2027」に静岡県ブースを出展する。

## 1 出展する展示会の概要

展示会名	第 61 回スーパーマーケット・トレードショー2027
会 期	令和 9 年 2 月 17 日(水)～19 日(金)10:00～17:00 (最終日 16:00)
主 催	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会
概 要	食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会。全国のスーパーマーケットを中心とした小売業をはじめ、卸・商社、中食、外食などから多数のバイヤーが来場し、出展者の新たな販路やビジネスチャンスにつながる場として、今回で 60 回目の開催となる。  【前回実績】(完全招待制) 出展者数：2,151 社・団体、3,671 小間 来場者数：80,922 名 (3 日間合計、1 日平均 26,974 名)
場 所	幕張メッセ (千葉県美浜区中瀬 2-1)

## 2 募集内容

出展の目的	プロジェクト参画企業の商品の販路開拓(バイヤーとのマッチング)支援
出展料	200,000 円(税込)/1 小間 (3 日間の小間代、基本装飾、机、コンセント、電気使用量(1.5kw 以下)等を含む)
出展者負担	上記出展料に含まれない経費 (出展品・試飲試食に要する費用・各小間で使用する 1.5kw を超える電気使用料金や水道工事費・搬送費・備品レンタル料金・商品説明等に用いるチラシやパンフレット・個別の装飾経費(個別装飾を行う場合は事務局と要相談)・出展者旅費・その他)
展示スペース	間口 2.0×奥行 1.2m 程度/1 小間 (目安) ※小間位置等によりブースの仕様は変更する場合があります。
募集数	通常枠 10 社・団体程度 ※内 3 社・団体は参画市(静岡市・焼津市・藤枝市)各市 1 社の優先枠 ・原則 1 社・団体につき 1 小間限定

	<p>優先枠</p> <p>5社・団体程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則1社・団体につき1小間限定</li> </ul> <p>以下の条件を満たす企業を優先的に採択する</p> <p>出展する商品に次に掲げるいずれかの商品を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<sup>いただき</sup>頂」(しずおか食セレクション) 認定商品</li> <li>・ふじのくに新商品セレクション受賞商品</li> <li>・静岡県地域資源活用・地域連携サポートセンター(旧:農山漁村発イノベーション静岡県サポートセンター)の支援を受けた商品</li> <li>・法認定(六次産業化・地産地消法、農商工等連携促進法)の計画に基づき開発された商品</li> <li>・地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業(旧:静岡県地域食品産業連携プロジェクト(LFP))において開発された商品</li> </ul>
募集締切	令和8年7月1日(水)17時まで
申込方法	別紙申込書をメールにてご提出ください
提出先及び 問合せ先	<p>(公財) 静岡県産業振興財団 ウェルネス・フーズ産業支援センター</p> <p>〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 2階</p> <p>TEL: 054-254-4513 E-mail: newfoods@ric-shizuoka.or.jp</p>

### 3 静岡県ブースへの出展条件等

#### (1) 前提条件

- ア 県内に本社または主要な事業所を有する中小企業者。
- イ 「静岡ウェルネスプロジェクト会員名簿(情報提供リスト)」に掲載されている又は掲載を申し出ている者。
- ウ 出展対象に該当する自社独自商品を有すること。

#### (2) 出展条件

- ア 申込が15社・団体を超えた場合、ウェルネス・フーズ産業支援センターが総合的に判断し、選定します。
- イ 3日間連続で出展すること。
- ウ ブースには説明員を常時配置、試食品提供等、積極的に商談すること。  
(出展者の人数制限のため、出展者1社につき出展社バッジ2枚の配布となります。)
- エ 展示商談会終了後商談結果について報告すること。(直後・6ヶ月後・1年後)
- オ 出展者説明会に出席すること。(日程については後日ご案内します。)

- カ 出展料納付の遵守 納期限は令和8年9月上旬予定
- キ 申込にあたり、別紙の共同出展規約に同意すること。
- ク 出展が決定した企業は、静岡県ブース事務局が決定した方針に従うこと。  
(SMTS2027の静岡県ブースの出展について、当日の人員配置・試食方法 等)

### (3) 出展にあたっての注意事項

#### ア 出展者の決定

- ・出展の可否については7月末～8月上旬頃に申込者に連絡予定。

#### イ 出展経費の負担

- ・出展料：200,000円(税込)/小間  
(3日間の小間代、基本装飾、机、コンセント、電気使用量(1.5kw以下)等を含む)
- ・出展品・試飲試食に要する費用・各小間で使用する1.5kwを超える電気使用料金や搬送費・備品レンタル料金・商品説明等に用いるチラシやパンフレット、個別の水道工事費や使用料・装飾経費・出展者旅費・その他 については原則自己負担となります。

※ブース全体で統一した装飾を行う予定のため、個別装飾を希望する場合は事務局と要相談とする。

#### ウ 出展内容

- ・ブース内での試食品の提供は可能ですが、販売は不可。また、試食品の提供方法は主催事務局からの指示に従うこと。
- ・ブース内では電気の使用は可能。ただし、無料の使用容量は1小間につき1.5kwまで。電気の使用容量の追加が必要な場合は個別対応(有料)。
- ・ブース内での、裸火の使用、危険物の持ち込みは不可。

#### エ 書類の提出

- ・当財団や主催者等から書類等の提出依頼があった場合、締め切り厳守。

## 4 共同出展規約への同意

お申込みにあたっては、以下の共同出展規約を必ずお読みいただき、「出展申込書」内の同意欄にご記入ください。

# 第61回 スーパーマーケット・トレードショー2027 静岡県ブース 共同出展規約

## 【規約の履行】

- ・ 出展者は、一般社団法人全国スーパーマーケット協会(以下主催者)及び公益財団法人静岡県産業振興財団(以下当財団)から提示された「出展規約」を遵守しなくてはなりません。これらに違反していると当財団が判断した場合、当財団は、その時期を問わず、出展申込をお断りし、または出展採択を取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を求めることがあります。その際、主催者及び当財団の判断根拠は公表しません。また、これにより発生するすべての損害に対し、補償を行いません。

## 【出展不採択】

- ・ 以下に該当する場合は、出展申込書受理の如何を問わず、出展をお断りします。
  - ① 当財団が、当事業の開催趣旨に適さないと判断した場合。
  - ② 当財団が、共同出展の目的や全体の運営を鑑み来場者や他の出展者に著しく影響を及ぼすと判断した場合。
  - ③ 出展規約及び出展マニュアルに違反すると判断した場合。

## 【出展キャンセル・出展中止】

- ・ 出展採択後の出展辞退や解約は、原則として認められません。
- ・ 出展料(200,000円)納入後、出展者の都合により出展を取りやめる場合、返金はいりません。
- ・ 当財団が出展中止を決定した場合、出展者に対し出展料を返金します。
- ・ スーパーマーケット・トレードショー2027が中止又は延期となった場合、これに起因又は関連し、事業者が不利益等を被る事態が生じたとしても、当財団は事業者に対して一切の責任を負わないものとします。ただし、出展料の返金については、全国スーパーマーケット協会の規定に従います。

## 【書類提出の義務】

- ・ 出展申込提出後に、出展者は、主催者から提出を求められた書類を指定期日までに提出しなければなりません。期日に遅れた場合、当財団は出展申込事項の履行をお断りすることがあります。

## 【アンケート提出の義務】

- ・ 展示会終了後、出展者には、出展に関するアンケートに回答いただきます。
- ・ アンケート実施時期は、①展示会終了直後、②展示会終了6か月後、③展示会終了1年後です。

## 【当財団に対する協力】

- ・ 当財団は、会期前から会期終了後に、静岡県ブースのPR等を目的とした各種取組(パンフレットの制作・出展企業訪問等)を実施します。出展者には、これらの取組に協力していただきます。

## 【賠償責任】

- ・ 当財団は、いかなる理由においても、出展者及びその雇用者・関係者が出展スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- ・ 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。